



国際ロータリー2590地区

KAWASAKI ASAO ROTARY CLUB

川崎麻生ロータリークラブ



大矢 紀

ロータリー：
変化をもたらす

会長 森 茂則

幹事 森 啓伊

第1221回 例会記録 平成30年1月26日(金) S.A.A 委員長 蓬田 忠

【点 鐘】 森 茂則 会長

【例会場】 百合ヶ丘カントリー倶楽部

【S. A. A.】 蓬田 忠 委員長

【ソング】 ロータリーソング『四つのテスト』

【ゲスト・ビジター紹介】 森 茂則 会長

◆なし

【会長報告】 森 茂則 会長

1. 米山奨学生 世話クラブ依頼が届いています。
マレーシアの男子(23 歳)、明治大学 理工学部(4月から)
1年生、2年間受入

※カウンセラーを早急に決める必要があり、鈴木眞一会員
に打診したところ、快く引き受けていただきました。

2. ガバナー事務所より マラソン大会の協賛品提出について
2月2日までに品物を送ってください。
送るものの連絡は fax をお願いします。

3. 2月のロータリーレート 1ドル=110円

【幹事報告】 森 啓伊 幹事

◆記念誌 着

○川崎中 RC より創立45周年記念誌が届いています。

【出席委員会】 杉山 遼 委員長

例会数	会員	出席	欠席	修正	出席率
1221回	32	23	9		71.9%
1220回	32	29	3	1	93.8%
1219回	32	30	2	2	100.0%

※来月2月の例会出席予定表を回しますので、書き入れて
てください。



【ニコニコ委員会】 鈴木 昭弘 社会奉仕委員長

	第1221回(件数)	合計
ニコニコ	22件	¥22,000

●会員

◇大野 勉 会員【寒いね】

◇梶 俊夫 会員【寒い日です】

◇志村 幸男 会員【寒いです】

◇鈴木 昭弘 会員【中山さん、誕生日
おめでとうございます】

◇鈴木 憲治 会員【おさむいです】

◇長瀬 敏之 会員【さむいです】

◇蓬田 忠 会員【インフルエンザにご注意！】

◇森茂則会長 ◇森啓伊幹事 ◇青戸慶太会員

◇臼井勉会員 ◇宇津木茂夫会員 ◇梅澤馨会員

◇川崎 航 会員 ◇木村良三会員 ◇黒木啓太郎会員

◇佐々木範行会員 ◇佐藤忠博会員 ◇杉山遼会員

◇鈴木眞一会員 ◇門間亜砂子会員

以上、ご協力ありがとうございました。



第1222回例会 2月 2日(金) 理事役員会、会員ショート卓話

ホテルモリノ

第1223回例会 2月 9日(金) 職場訪問 移動例会

よみうりランド《天安》

第1224回例会 2月23日(金) 創立記念 移動例会

新百合ヶ丘『旭館』

【例会日】 第1・2金曜日 12:30~13:30 【例会場】 ホテルモリノ 新百合ヶ丘 7F TEL: 044-951-1322

【例会日】 第3・4金曜日 12:30~13:30 【例会場】 百合ヶ丘カントリー倶楽部 2F TEL: 044-951-1322

第5・金曜日 休会または移動例会 OR 12:30~13:30 【例会場】 百合ヶ丘カントリー倶楽部 2F TEL: 044-951-1322

【ロータリー財団委員会】

鈴木 眞一 委員長

	第 1206 回(件数)	合 計
R . 財 団	4 件	¥6,000



◇佐々木範行会員
 ◇志村幸男会員
 ◇鈴木眞一会員
 ◇山下俊也会員
 ご協力ありがとうございました。

【米山記念奨学委員会】

梶 俊夫 委員長

	1206 回 (件数)	合 計
米山記念奨学	6 件	¥17,000

◇森 茂則会長

【ワイフはロンドンの娘のところへ、私は独身生活を！】

◇梶 俊夫会員【本日は水が出ませんでした】

◇大野勉会員 ◇佐々木範行会員 ◇鈴木眞一会員

◇山下俊也会員 ご協力ありがとうございました。

【会員ショート卓話】 (税理士) 門間 亜砂子 会員

先日、新聞で民法改正案の記事を読みました。この案によると、不動産を居住権と所有権に分けて認識し、遺された配偶者は居住権のみを取得することで、自宅に住みながら、預貯金等の金銭債権も同時に相続しやすくなり、配偶者の相続発生後の生活資金を確保することで経済的安定をはかるとい趣旨によるそうです。

このような民法の改正は、とても大きな改正なので頻繁には起こりませんが、税制改正は毎年行われています。だいたい毎年12月に税制調査会が税制改正大綱という税制改正案を発表し、翌年3月ごろに国会で審議され、可決されることで改正案が成立しています。

昨年の12月にも、今年4月施行予定の税制改正案が発表されており、今回の改正案では、相続税の小規模宅地の特例の取り扱いが厳しくなっています。小規模宅地の特例とは、被相続人の住んでいた土地や賃貸業を含む事業に使っていた土地については、相続税評価額を最大80%減額するという、かなり大きな減税効果のある特例です。この特例を受けるための要件が厳格化されることになりそうな改正内容になっています。まず1つ目が、被相続人が1人で住んでいた自宅の土地についてです。今までは同居親族がいない場合には、持ち家のない別居親族に相続させた場合にも、適用が受けられていました。これは、持ち家のない相続人が被相続人の住んでいた先祖代々の土地を守っていくために相続する場合を想定していた特例になるのですが、相続対策として、例えば自分の自宅を子供に贈与し、自分はそこに住み、父親からの不動産をこの持ち家がないという特例を使って相続するなどのスキームが

増加するなど、本来想定していた趣旨と異なる活用が増えたため、この改正案が生まれました。

2つ目が貸家についてです。現行制度では、賃貸不動産の土地については相続税評価額を50%減額するという特例がありましたが、今回の改正案では、相続開始前3年以内に賃貸を始めた土地は対象外となりました。これも本来の趣旨は不動産賃貸業の相続を円滑に進めるためのものだったところ、相続発生間際に現金で不動産を購入し賃貸することで相続財産を減らすスキームの増加により生まれた改正案となります。

今回の改正案を通じて私が伝えたいことは2つあります。1つ目は、税法は毎年細かなところが改正されているということです。細かな要件が毎年変更され、施行日もバラバラだったりするため、さすがにすべて覚えておくことは不可能です。もしご質問いただいても、確実に即答することが難しいのは、細かな点を念のため確認したいという気持ちがあるからになります。質問に即答できない、という税理士への苦言もよく耳にしますが、こういう事情をくんでいただければと思います。

伝えたいことの2つ目は、税法は理由があるということです。言い換えれば、当初の立法趣旨から外れたものについては、税務上否認される可能性が高いということです。今ちょうど確定申告の時期で、医療費控除などされる方もいらっしゃると思いますが、医療費控除の趣旨は、病気やけがをした人は治療費が沢山かかってしまうだろうからその部分を補おうというものです。そのため税務署は医療行為の対価かどうかという観点で医療費の判断をします。通常の薬は良いけれどビタミン剤はダメ、通院代はいいけれど予防接種や健康診断、美容整形はダメと言われているのは、医療行為かどうかという点で判断されます。医療費控除で税務調査はないだろうという方もいます。でも過去に一度調査がありました。その時の調査で驚いたことは、薬を飲むときのオブラートについても、医療行為の対価とは言えないと調査官に言われたことです。これから確定申告が始まりますが、適正に申告納税しましょう。

【R 情報】

鈴木 憲治 委員長

【例会の取り消しについて】

任意で休会できるのが年4回あります。その他お盆やお正月の時にあたる例会も休会できます。また、例会が祝日と重なる場合と、昨年度から第5例会を休会としました。これに基づき次年度の例会日を今、決めています。

**【四つのテスト】**

佐藤 忠博 会員

【点 鐘】

森 茂則 会長

【会報委員会】

文責：鈴木 眞一 委員